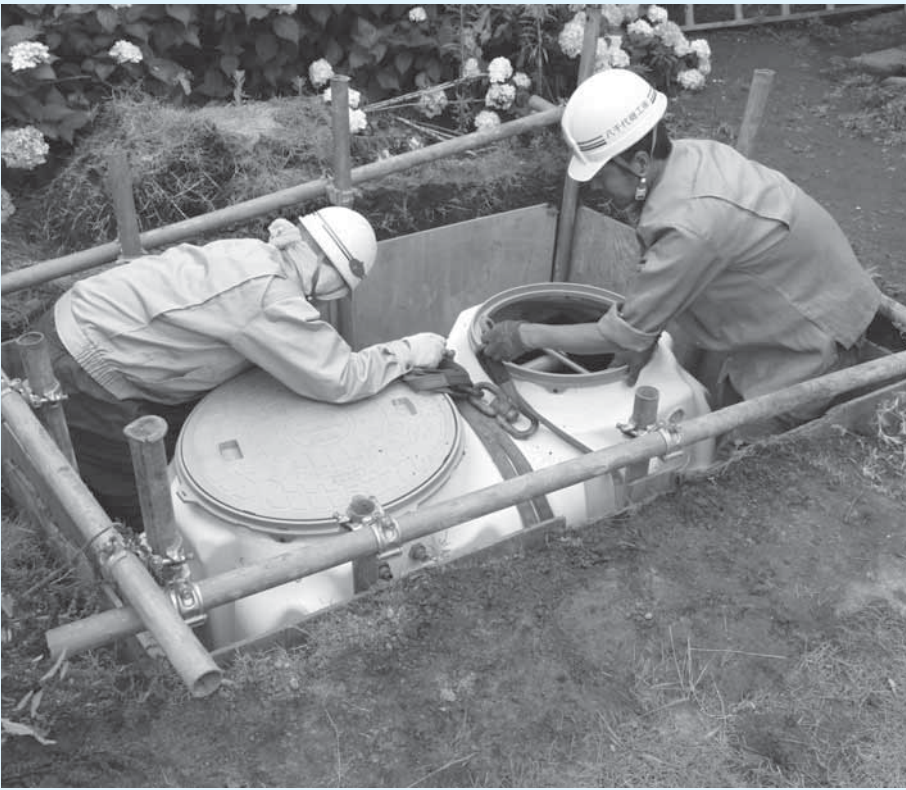


# 設置や維持管理に 補助金を交付

合併処理浄化槽は、し尿や台所・洗濯などの生活雑排水を併せて処理する浄化槽です。市では、合併処理浄化槽の設置費と維持管理費に補助金を交付しています。



川や沼を水質汚染から守るために

## 設置費補助金

市では、合併処理浄化槽を設置する人に、設置費用の一部を予算の範囲内で補助しています(下表①)。なお、新築・増築・建て替えの場合を除き、単独処理浄化槽から転換するときは、表中の限度額に18万円、くみ取り便所から転換するときは、10万円が上乗せされます。また、印旛沼流域では、窒素やリンを除去する高度処理型合併処理浄化槽に限り、設置費用の一部を補助しています。

## 維持管理費補助金

合併処理浄化槽を設置した人は、浄化槽が正常に機能するように、適正な維持管理(保守点検・清掃・法定検査)が義務付けられています。市では、この維持管理費に対しても補助制度を設けています。補助額は人槽によって異なりますが、合併処理浄化槽の維持管理(保守点検・清掃)に掛かった額の2分の1相当額です(下表②)。申請期間は、維持管理に関する契約書の内容により異なります。

※騒音地域は、特例により補助金の限度額が異なります。くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

合併処理浄化槽の補助金(限度額)

| ①設置費補助金 |                     |                  |                         |                            | ②維持管理費補助金 |          |
|---------|---------------------|------------------|-------------------------|----------------------------|-----------|----------|
| 人槽区分    | 通常型合併処理浄化槽          |                  | 高度処理型<br>浄化槽<br>(窒素除去型) | 高度処理型<br>浄化槽<br>(窒素・リン除去型) | 人槽区分      | 補助額      |
|         | 新 規<br>(新築・増築・建て替え) | 転 換<br>(単独・くみ取り) |                         |                            |           |          |
| 5人槽     | 22万円                | 33万2,000円        | 44万4,000円               | 52万8,000円                  | 5人槽       | 1万8,000円 |
| 6～7人槽   | 27万6,000円           | 41万4,000円        | 48万6,000円               | 69万3,000円                  | 6人槽       | 2万1,000円 |
| 8～10人槽  | 36万4,000円           | 54万8,000円        | 57万6,000円               | 96万3,000円                  | 7人槽       | 2万4,000円 |
| 11～20人槽 | 62万6,000円           | 93万9,000円        | 109万2,000円              | —                          | 8人槽       | 2万7,000円 |
| 21～30人槽 | 98万円                | 147万2,000円       | 186万円                   | —                          | 10人槽      | 3万3,000円 |
| 31～50人槽 | 135万8,000円          | 203万7,000円       | 249万6,000円              | —                          | 11～50人槽   | 3万3,000円 |